

○弘前市交流センター条例

平成18年 2 月27日 弘前市条例第80号

改正

平成18年 6 月30日 弘前市条例第246号
平成19年 3 月23日 弘前市条例第 5 号
平成19年 7 月 2 日 弘前市条例第23号
平成19年12月21日 弘前市条例第45号
平成20年 3 月21日 弘前市条例第 3 号
平成24年 3 月22日 弘前市条例第 7 号
平成25年 3 月22日 弘前市条例第12号
平成25年12月24日 弘前市条例第60号
平成31年 3 月22日 弘前市条例第 2 号
令和 6 年 3 月14日 弘前市条例第 7 号
令和 8 年 3 月19日 弘前市条例第 6 号
令和 8 年 7 月 1 日 弘前市条例第22号

弘前市交流センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、弘前市交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理運営に
関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 世代間の交流事業や高齢者に対する生きがいつくりの事業を行い、その保健福祉の向上を図
るため、交流センターを次のように設置する。

名称	位置
弘前市宮川交流センター	弘前市大字堅田二丁目 2 番地 6
弘前市清水交流センター	弘前市大字大開二丁目 1 番地 2
サンライフ弘前	弘前市大字豊田一丁目 8 番地 1
弘前市千年交流センター	弘前市大字原ケ平五丁目 1 番地13
弘前市三省地区交流センター	弘前市大字三世寺字鳴瀬68番地 3
弘前市町田地区ふれあいセンター	弘前市大字町田一丁目 4 番地 1
弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター	弘前市大字独狐字山辺72番地 1
裾野地区体育文化交流センター	弘前市大字十面沢字轡 8 番地 9
新和地区体育文化交流センター	弘前市大字種市字木幡387番地
第二中学校地区交流センター	弘前市大字平岡町 72 番地

(業務)

第3条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 世代間の交流に関すること。
- (2) 高齢者の生きがいつくりに関すること。
- (3) 地域住民の健康づくりに関すること。
- (4) 生涯学習に関すること。
- (5) 伝統的行事、工芸等の伝承及び保存に関すること。
- (6) 児童の健全育成に関すること。
- (7) その他市長が必要と認めること。

(使用の申請等)

第4条 別表に掲げる交流センターの施設（以下「有料施設」という。）を使用しようとするもの（以
下「申請者」という。）は、市長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、交流センターの管理運営上必要な条件を付すること
ができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を許可しない。

- (1) 交流センターの秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあること。
- (2) 交流センターの施設、附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失するおそれがあること。
- (3) 専ら営利を目的とする事業のため有料施設を使用すること。
- (4) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になること。
- (5) その他交流センターの管理運営上支障があること。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、有料施設の使用の許可を受けたもの（以下「有料施設使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 使用許可の目的以外に使用していること。
- (2) 第4条第2項の規定による条件を履行していないこと。
- (3) 前条各号のいずれかに該当していること。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反していること。

2 市は、前項の場合において生じた損害に対して賠償の責めを負わない。

(使用許可事項の変更等)

第7条 有料施設使用者は、使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときは、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用期間の制限)

第8条 有料施設の使用は、同一の有料施設使用者について、引き続き5日を超えることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(特別の設備等)

第9条 有料施設使用者は、有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物品を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 交流センターを使用するもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交流センターの施設、附属設備等を損傷し、若しくは汚損するおそれのある行為をしないこと又はさせないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、若しくは火気を使用しないこと又はさせないこと。
- (3) あらかじめ市長の承認を受けたもののほか、交流センターにおいて物品の販売若しくは募金等の行為をしないこと又はさせないこと。
- (4) 整理、原状の回復その他交流センターの使用について職員の指示に従うこと。

(入場者の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、交流センターへの入場を拒否し、若しくは退場させ、又はこれを有料施設使用者に命じることができる。

- (1) 交流センターの秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 交流センターの施設、附属設備等を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者

(使用料)

第12条 有料施設使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、附属設備等を使用する場合には、市長が別に定める使用料を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、使用料を無料とする。

- (1) 有料施設（集会室兼軽体育室、体育室、トレーニング室及び浴室を除く。）を使用するもののうち次に掲げるもの
ア 共用して使用する者

イ 専用して使用するもので、次に掲げる者が主体となって使用する場合

(ア) 満65歳以上の者のうち市内に住所を有するもの

(イ) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち市内に住所を有するもの

(ウ) 市内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する施設入所支援その他規則で定めるサービスを利用する者（(イ)に該当する者を除く。）

(エ) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で市内に住所を有するもの

(オ) 市内に存する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）に在籍する児童及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在籍する生徒（(エ)に該当する者を除く。）

(カ) 大学又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（(キ)において「大学等」という。）に在籍する外国人留学生のうち市内に居住するもの

(キ) 市内に存する大学等に在籍する外国人留学生（(カ)に該当する者を除く。）

(ク) (ア)から(キ)までに該当する者のうち介護者が必要なものにあってはその介護者

(2) 集会室兼軽体育室、体育室及びトレーニング室を共用して使用する者のうち前号イの(ア)から(ク)までのいずれかに該当するもの

(3) その他市長が特に必要があると認めたもの

4 第1項及び第2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第13条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（原状回復の義務）

第14条 使用者は、交流センターの使用を終わったとき（有料施設使用者にあっては、使用許可を取り消されたときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がその義務を代行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第15条 使用者は、交流センターの施設、附属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長がその都度定める。

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に交流センターの管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第17条 前条の規定により指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条に規定する業務その他交流センターで行う事業の実施に関すること。

(2) 有料施設の使用の許可（以下この項において「許可」という。）を行うこと。

(3) 許可に条件を付し、又は付した条件を変更すること。

(4) 許可を拒み、又は許可を取り消し、若しくは使用を停止すること。

(5) 使用許可事項の変更又は許可の取消しを承認すること。

(6) 同一の有料施設使用者について引き続き5日を超えて使用を認めること。

(7) 特別の設備の設置又は特殊な物品の使用を承認すること。

(8) 交流センターの維持管理に関すること。

(9) その他市長が必要と認めること。

2 指定管理者は、前項第4号又は第6号の業務を行う場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に交流センターの管理を行わなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月27日から施行する。ただし、第2条の表裾野地区体育文化交流センターの項及び新和地区体育文化交流センターの項、別表第3項の表並びに第16条から第18条までの指定管理者の管理等に係る規定は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の弘前市交流センター条例（平成6年弘前市条例第30号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 第16条から第18条までの規定にかかわらず、施行日から平成18年3月31日までの間、交流センターの管理については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年6月30日弘前市条例第246号）

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成18年8月24日弘前市規則第212号で、同年11月18日から施行）

(準備行為)

- 2 この条例を施行するため必要な弘前市千年交流センターの使用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年3月23日弘前市条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月2日弘前市条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成19年8月21日弘前市規則第46号で、同19年11月1日から施行）

(準備行為)

- 2 この条例を施行するため必要な弘前市北辰学区高杉ふれあいセンターの使用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成19年12月21日弘前市条例第45号）

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第5条の改正規定 平成20年1月1日

(3) 第2条の表の改正規定及び別表第1項の改正規定 規則で定める日（平成20年2月18日弘前市規則第2号で、同20年5月1日から施行）

(準備行為)

- 2 この条例を施行するため必要な弘前市三省地区交流センターの使用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成20年3月21日弘前市条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(施行日の前日において満60歳以上満65歳未満である市民に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成21年3月31日までの間、施行日の前日において満60歳以上満65歳未満である市民（施行日に満65歳に達する者を除く。）の弘前市交流セ

ンターの使用料（中略）（以下「使用料等」という。）については、それぞれ第1条の規定による改正後の弘前市交流センター条例（以下「改正後の交流センター条例」という。）第12条第1項及び第3項第1号イ(ア)並びに別表の規定（中略）にかかわらず、なお従前の例による。

（施行日から平成21年3月31日までの間に満60歳となる市民に係る経過措置）

- 4 施行日から平成21年3月31日までの間に満60歳に達する市民に係る使用料等（弘前市岩木山百沢スキー場のリフト使用料を除く。）は、改正後の交流センター条例第12条第1項及び第3項第1号イ(ア)並びに別表の規定（中略）にかかわらず、当該満60歳に達する日から平成21年3月31日までの間は、無料とする。

附 則（平成24年3月22日弘前市条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中弘前市交流センター条例第12条第3項第1号イ(ウ)の改正規定（「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める部分に限る。）、第2条中弘前市野外活動施設条例第10条第3項第3号の改正規定（「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める部分に限る。）、第3条中弘前市立公民館条例第12条第2項第3号の改正規定（「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める部分に限る。）、第4条中弘前市立郷土文学館条例第5条第1項第3号の改正規定（「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める部分に限る。）、第5条中弘前市立博物館条例第13条第1項第3号の改正規定（「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める部分に限る。）、第6条中弘前市消防団員等公務災害補償条例第11条第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第7条中弘前市知的障害者生活支援施設条例第3条第1項の改正規定（「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める部分に限る。）及び第8条中弘前市障害児入所施設条例第3条第2号の改正規定（「同条第11項」を「同条第10項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日弘前市条例第60号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（弘前市行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条から第7条まで、第10条、第12条から第18条まで、第21条、第27条から第30条まで、第35条から第43条まで、第45条から第51条まで及び第54条の規定による改正後の弘前市行政財産使用料徴収条例、弘前市交流センター条例、弘前市岩木ふれあいセンター条例、弘前市岩木嶽さわやかホール条例、弘前市岩木常盤野コミュニティセンター条例、弘前市昴地区集会所条例、弘前市斎場条例、弘前市生きがいセンター条例、弘前市岩木カントリーエレベーター条例、弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例、弘前市農村交流施設条例、弘前市伝統産業会館条例、弘前市まちなか情報センター条例、弘前市立観光館条例、弘前市岩木山百沢スキー場条例、弘前市藤田記念庭園条例、弘前市野外活動施設条例、弘前市営住宅条例、弘前市都市改造記念会館条例、弘前市文化財施設条例、弘前市立学校使用料徴収条例、弘前市教育センター条例、弘前市立公民館条例、弘前市農村環境改善センター条例、弘前市立博物館条例、弘前市鳴海要記念陶房館条例、弘前市立百石町展示館条例、弘前文化会館条例、弘前市岩木文化センター条例、弘前市民会館条例、弘前市学習情報館条例、弘前市体育施設条例、弘前市B & G海洋センター条例、弘前市相馬ふれあい館条例、弘前市農業用排水施設条例及び弘前市民文化交流館条例の規定は、施行日以後の使用、利用、入園、入場又は観覧の許可（以下この項において「使用等の許可」という。）に係る使用料、利用に係る料金、入園料及び入場料（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用等の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日弘前市条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（行政財産使用料徴収条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条、第3条から第8条まで、第10条、第12条、第14条から第19条まで、第21条、第26条から第28条まで、第31条、第32条、第34条から第39条まで、第41条から第46条まで、第48条及び第50条の規定による改正後の弘前市行政財産使用料徴収条例、弘前市岩木ふれあいセンター条例、弘前市

岩木嶽さわやかホール条例、弘前市岩木常盤野コミュニティセンター条例、弘前市昂地区集会所条例、弘前駅市営駐車場条例、弘前市自転車等駐車場条例、弘前市斎場条例、弘前市生きがいセンター条例、弘前市岩木カントリーエレベーター条例、弘前市岩木りんご集出荷貯蔵センター条例、弘前市農村交流施設条例、弘前市伝統産業会館条例、弘前市まちなか情報センター条例、弘前市立観光館条例、弘前市岩木山百沢スキー場条例、弘前市都市公園条例、弘前市藤田記念庭園条例、弘前市野外活動施設条例、弘前市営住宅条例、弘前市都市改造記念会館条例、弘前市文化財施設条例、弘前市立学校使用料徴収条例、弘前市立博物館条例、弘前市鳴海要記念陶房館条例、弘前市立百石町展示館条例、弘前文化会館条例、弘前市岩木文化センター条例、弘前市民会館条例、弘前市体育施設条例、弘前市多目的広場条例、弘前市B & G海洋センター条例、弘前市農業用排水施設条例、弘前市民文化交流館条例及び弘前市泉野多目的コミュニティ施設条例の規定は、平成31年10月1日（以下「基準日」という。）以後の使用等に係る使用料等について適用し、基準日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

（弘前市交流センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の弘前市交流センター条例（次項において「改正後の交流センター条例」という。）別表の規定（別表第2項第2号の表の規定を除く。）は、基準日以後の使用等に係る使用料等について適用し、基準日前の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 4 改正後の交流センター条例別表第2項第2号の表の規定は、基準日以後に発行される1回券又は回数券（以下この項において「1回券等」という。）に係る使用料について適用し、基準日前に発行される1回券等に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月14日弘前市条例第7号）

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日弘前市条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の弘前市交流センター条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に発行した回数券は、施行日後においてもなお従前の例により引き続き使用することができる。

附 則（令和8年7月1日弘前市条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例を施行するため必要な第二中学校地区交流センターの使用の申込みその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第4条第1項、第12条第1項関係）

1 各施設を専用する場合

名称	施設名	使用料 （1時間当たり）
弘前市宮川交流センター	集会室兼軽体育室	470円
	研修室	60円
	伝承室	90円
	世代交流室	70円
	和室A	40円
	和室B	40円
	和室C	40円
	和室D	40円
	調理実習室	120円

弘前市清水交流センター	集会室兼軽体育室	420円
	研修室A	40円
	研修室B	30円
	伝承室	60円
	世代交流室	70円
	和室A	40円
	和室B	40円
	和室C	40円
	和室D	40円
	調理実習室	100円
弘前市千年交流センター	体育室	730円
	研修室A	60円
	研修室B	60円
	世代交流室A	40円
	世代交流室B	40円
	和室A	40円
	和室B	40円
	調理実習室	80円
弘前市三省地区交流センター	集会室	200円
	研修室	60円
	和室A	30円
	和室B	30円
弘前市町田地区ふれあいセンター	体育室	580円
	集会室A	130円
	集会室B	60円
	和室A	30円
	和室B	30円
弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター	体育室	780円
	研修室A	70円
	研修室B	50円
	世代交流室A	50円
	世代交流室B	30円
	和室A	40円
	和室B	40円
	調理実習室	80円
サンライフ弘前	集会室A	630円
	集会室B	630円
	研修室A	330円
	研修室B	330円
	研修室C	360円
	和室A	510円
	和室B	250円
	伝承室	250円
	調理実習室	340円
	体育室	780円
	調理実習室	220円
裾野地区体育文化交流センター	調理加工室	50円
	体験学習室	110円
	陶芸室	30円

	和室（ステージ付き）	150円
	和室（ステージ無し）	120円
	茶室	70円
	体育室	840円
新和地区体育文化交流センター	会議室	80円
	生涯学習室	140円
	調理実習室	290円
	郷土芸能習得室A	80円
	郷土芸能習得室B	80円
	体育室	840円
第二中学校地区交流センター	集会室A	60円
	集会室B	60円
	集会室C	60円
	集会室D	50円

備考

- 1 暖房を使用する期間（サンライフ弘前及び第二中学校地区交流センターにおいては、冷房を使用する期間を含む。）の使用料は、当該使用料に当該使用料の3割に相当する額を加算して得た額の合計額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 集会室兼軽体育室、体育室及びトレーニング室を共用する場合

名称	施設名	区分	使用料
弘前市宮川交流センター	集会室兼軽体育室	1 回	60円
弘前市清水交流センター			
弘前市千年交流センター	体育室		
弘前市町田地区ふれあいセンター			
弘前市北辰学区高杉ふれあいセンター			
裾野地区体育文化交流センター			
新和地区体育文化交流センター			
サンライフ弘前	体育室	1 回	110円
		回数券 (15回)	1,100円
	トレーニング室	1 回	160円
		回数券 (15回)	1,600円

備考

- 1 「1回」とは、1時間の区分とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 上記使用料には、運動用具使用料を含む。
- 3 浴室を共用する場合

名称	年齢区分	使用料
弘前市町田地区ふれあいセンター	65歳以上の者	無料
	12歳以上65歳未満の者	210円
	6歳以上12歳未満の者	50円
	6歳未満の者	無料

備考

- 1 使用の単位は、1人1日当たりとする。
- 2 年齢は、使用しようとする日の満年齢とする。